

各機関の役割について

1. 市及び基幹型・地域型包括支援センターの役割

○：中心的な役割を担う ※○が無い部分に関しては必要に応じてバックアップする

	内 容	地域・ 高年福祉課	基幹型 包括	地域型 包括
受付・支援方針 の決定	① 相談、通報、届出の受付（相談受付）	○	○	○
	② 事実確認の調整			
	・公的機関からの情報収集	○		
	・その他の情報収集			○
	・訪問調査（必要に応じ実施）			○
	③ コアメンバー会議			
	・コアメンバー会議開催の調整		○	
	・コアメンバー会議への参加	○	○	○
④ 伊丹市福祉権利擁護センターを通じた法律職の活用		○		
立入調査	立入調査	○		
支援の実施	① 相談への対応（法第6条・第14条第1項） ・高齢者および養護者への助言・指導			○
	② やむを得ない事由による措置・緊急一時入所の実施	○		
	③ 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用			
	・本人・親族による成年後見制度申立ての支援について （福祉権利擁護センターと調整を含む）	○	○	○
	・市長による成年後見制度利用開始の審判の請求 ・日常生活自立支援事業の調整	○		○
モニタリング	① 定期的な訪問等のモニタリング			○
	② 年1回のケース経過確認		○	
権利擁護 レビュー会議	権利擁護レビュー会議			
	・権利擁護レビュー会議開催の調整		○	
	・報告資料の作成 ・権利擁護レビュー会議への参加	○	○	○
広報・ 啓発活動	① 高齢者虐待防止に関する知識・理解の啓発	○		
	② 通報（努力）義務の周知	○		
	③ 相談窓口の周知	○		
	④ 研修会の実施		○	
その他	① 高齢者虐待防止ネットワークの構築	○	○	
	② 高齢者虐待ケース台帳管理・県への報告の取りまとめ	○	○	

